

車両制限令の一部を改正する政令案について

1. 背景

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）では、一定の幅、重量等の限度を超える車両（以下「限度超過車両」という。）を通行させようとする者は、当該限度超過車両について国土交通大臣の登録を受けることができることとされている（道路法第 47 条の 4 第 1 項）。

当該登録（登録の更新を含む。）を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないこととされており（道路法第 47 条の 4 第 5 項）、当該手数料の額は、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 19 条において、申請 1 件につき 5,000 円と規定されているところ、今般、実費の変動を勘案して、登録の更新に係る手数料（以下「登録更新手数料」という。）の額について所要の改正を行う。

2. 概要

登録更新手数料の額を申請 1 件につき 3,000 円に改める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 12 月中

施 行：令和 9 年 1 月 1 日（金）